

川選管告示第 42 号

令和8年10月18日執行の川西市長選挙及び川西市議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

令和8年10月11日

川西市選挙管理委員会

委員長 多久和 桂子

- 1 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。
 - （1） 川西市長選挙の投票
 - （2） 川西市議会議員選挙の投票

- 2 開票の順序については、川西市長選挙の開票と川西市議会議員選挙の開票を同時に行うものとする。